

EU 金融アウトソーシング規制骨格固まる

フィンテックは金融とITの連携を促進させ、銀行の一部機能のアウトソーシングは現実味を帯びてきた。EUの銀行監督機関の欧州銀行監督機構(EBA)は22日、「アウトソーシングの取り決めに係るガイドライン(Guidelines on Outsourcing arrangements)」の市中協議文書を公表した(原文は<http://www.eba.europa.eu/-/eba-consults-on-guidelines-on-outsourcing> より入手可)。

EBAの権限が及ぶガイドラインの適用対象はEUの銀行や証券会社、支払サービス事業者、電子マネー事業者(以下「適用業者」)であり、これらの免許を有している本邦系の企業も含まれる他、EU加盟国金融監督当局も対象となる。適用業者は、アウトソーシングの開始時及び継続中に、以下のようなリスク評価を行うこととされている(但しあくまで原則であって、どこまで厳格に適用されるかは適用業者の性質・規模・複雑性に依りて決まる)。第一は委託先へのデューデリジェンスであり、委託先が能力・キャパシティ・リソース・組織・規制上の認可を適切かつ十分に有しているか、特に業務が個人情報や機密情報の移転・加工・保管を伴う場合には、技術・組織の面で適切な手法を導入しているか(個人情報については一般データ保護規則GDPRの遵守)を点検する必要がある。第二はアウトソーシング実施に伴うリスク分析で、あらゆるリスクの識別・管理・モニタリング・報告に加え、プロセス・システム・人・外部事象が引き起こし得る甚大なオペレーショナルリスク事象のシナリオとリスク事象の削減策の策定が求められる。また、ガイドラインではアウトソーシング特有のリスクとして集中リスク、集合リスク、ステップインリスクに言及している。集中リスクには、市場を支配して代替事業者がいらないような大手委託先へアウトソーシングを行うリスクと、複数のアウトソーシングを同一(系列を含む)委託先に行うリスクの2種類がある。集合リスクは一社が数多くのアウトソーシングを行う場合の集合管理に伴うリスク、ステップインリスクは委託先の財務悪化の際に救済したり委託先の事業を継承したりする必要に伴うリスクをいう。さらに、業務が委託先から一度または複数回再アウトソーシングされた場合に、適用業者や監督当局がすべての委託先を十分に管理・監督できるかという点もリスク分析の着眼点とされている。ガイドラインは、EU外第三国の委託先への銀行業務・支払サービスのアウトソーシングについて、当該委託先が当該業務・サービスの実施につきその国・地域の認可を受け当局の監督に服しており、かつ適用業者の監督当局と当該委託先の監督当局との間に、適用業者側の監督当局の一定の調査・請求権を認める内容を規定したMOU(覚書)形式の協力協定があることを条件としている。日本が同条件を満たす第三国に該当するかどうかは、現時点では不明だ。

ガイドラインは他にも、ガバナンスの枠組み・アウトソースのプロセス・監督当局向けのガイドライン等を広範に規定している。3か月間のパブコメ期間を経て成立し、2019年6月30日に発効する予定だ。金融機関とフィンテック業者間の連携に対する監督行政の視点を具体化した事例として、ガイドラインの内容は日本の関係者にも示唆深いものである。

EU金融アウトソーシング関連図(例)

